



奈良労働局発表
令和元年5月30日

【照会先】

奈良労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 村上 陽子

雇用環境・均等室長補佐 福井 雅代

(直通電話) 0742-32-0210

県内4社目の「プラチナくるみん」認定

～（社福）どんぐり を子育てサポート企業に認定～

奈良労働局（局長 川村 徹宏）は、社会福祉法人どんぐり（理事長 白樫 学）を、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として認定しました（県内企業では4社目）。

また、同法人はくるみん認定も同時に取得し、2016年に続き2回目の認定となります。

同法人の認定取得を記念し、下記のとおり認定通知書の交付式を行います。

認定通知書交付式

日 時：令和元年6月20日（木）14時～

場 所：奈良労働局 局長室



○くるみん認定、プラチナくるみん認定のメリット

- ・認定マークを商品、広告、求人広告、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
- ・PRの結果、企業イメージの向上や、優秀な従業員の採用・確保を図ることができます。
- ・公共調達加点評価を受けることができます。

※認定企業（社会福祉法人どんぐり）の概要、取組内容は裏面をご参照ください。

資料1：くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準

資料2：奈良県内のくるみん認定状況（令和元年5月30日現在）

資料3：一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況（平成30年12月末現在）

「社会福祉法人どんぐり」の概要、取組内容

代表者職氏名 : 理事長 白樫 学
所在地 : 生駒市上町
事業内容 : 幼保連携型認定こども園、保育園運営
常時雇用する労働者数 : 127 人（認定申請時点）

くるみん認定 : 1 回目 2016 年、2 回目 2019 年
プラチナくるみん認定 : 2019 年

行動計画期間 : 平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日

取組内容

- ① 小学校 6 年の始期に達するまでの子のための育児短時間勤務制度、所定外労働制限制度、子の看護休暇制度等の実施
- ② 子育てを行う女性労働者の就業上の悩み等に助言する相談窓口の設置
- ③ 月 2 回ノー残業デーの実施
- ④ 年次有給休暇取得計画を策定し、計画期間内の取得率目標達成
- ⑤ 計画期間内の男性労働者の子の看護休暇取得
- ⑥ 計画期間内の女性労働者の育児休業取得率 100%、子が 1 歳までの女性労働者の在職率 100%
- ⑦ 平成 30 年度の平均時間外労働及び休日労働時間数 3 時間
- ⑧ 家族参観日の実施



くるみん認定基準

プラチナくるみん認定基準



- ❶ 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ❷ 行動計画の計画期間が、**2年以上5年以下**であること。
- ❸ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ❹ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者の割合が**7%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者の割合が**13%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める**育児休業等**を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数300人以下の企業の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、**子の看護休暇**を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する**所定労働時間の短縮措置**を利用した男性労働者がいること。

【くるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。

【プラチナくるみんの場合】

- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、**中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度**を利用した男性労働者がいること。

- ❻ 計画期間において、**女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上**であること。

<従業員300人以下の企業の特例>

上記6.を満たさない場合でも、**計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)**を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

- ❼ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「**育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度**」を講じている。
- ❽ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月**45時間未満**であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ❾ 次の①～③いずれかについて、**成果に関する具体的な目標を定め実施していること。**

- ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ❾ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について**定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。**

- ❿ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ❿ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**90%以上**
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が**55%以上**

<従業員300人以下の企業の特例>

上記9の①又は②に該当しない場合でも、**計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)**を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⓫ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⓬ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(くるみん認定基準10と同一)。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度＝各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・ 1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・ 2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。

奈良労働局管内「くるみん」、「プラチナくるみん」認定状況

令和元年5月30日現在

1	平成20年(2008年)	市民生活協同組合 ならコープ	☆	奈良市
2	平成21年(2009年)	医療法人 平和会	☆	奈良市
3	平成22年(2010年)	社会福祉法人 万葉福祉会	☆	奈良市
4		社会福祉法人 協同福祉会	☆	大和郡山市
5		医療法人 岡谷会	☆	奈良市
6	平成23年(2011年)	奈良交通 株式会社	☆	奈良市
7	平成24年(2012年)	株式会社 呉竹	☆	奈良市
8		社会福祉法人 室生会	☆	宇陀市
9		株式会社 南都銀行	☆	奈良市
10	平成25年(2013年)	メタコート工業 株式会社	☆	北葛城郡王寺町
11		社会福祉法人 太樹会 和里(にこり)	☆	大和高田市
12		社会福祉法人 ならやま会	☆	奈良市
13		社会福祉法人 功有会	☆	北葛城郡広陵町
14		株式会社 天理時報社	☆	天理市
15		社会福祉法人 仁南会	☆	御所市
16		株式会社 関西メディコ	☆	生駒郡平群町
17	平成26年(2014年)	社会福祉法人 秋篠茜会	☆	奈良市
18	平成27年(2015年)	奈良交通 株式会社	☆☆	奈良市
19		株式会社 南都銀行	☆☆	奈良市
20		社会福祉法人 正和会	☆	五條市
21	平成28年(2016年)	社会福祉法人 万葉福祉会	☆☆	奈良市
22		社会福祉法人 どんぐり	☆	生駒市
23	平成29年(2017年)	社会福祉法人 ならやま会	☆☆	奈良市
24		株式会社 南都銀行	☆☆☆	奈良市
25	平成30年(2018年)	株式会社オーテック	☆	奈良市
26		社会福祉法人 万葉福祉会	☆☆☆	奈良市
27		社会福祉法人 正和会	☆☆☆	五條市
28	令和元年(2019年)	社会福祉法人 どんぐり	☆☆☆	生駒市

☆は「くるみん」に認定された回数、★は「プラチナくるみん」に認定された場合を意味します。



都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成30年12月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数	うち特例認定企業数
				$\frac{(D)+(E)}{(A)+(B)} \times 100\%$	(C)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100\%$	(D)	$\frac{(D)}{(B)} \times 100\%$	(E)			
1 北海道	514	1,162	2,828	95.3%	485	94.4%	2,343	1,113	95.8%	1,230	39	2
2 青森県	119	342	721	100.0%	119	100.0%	602	342	100.0%	260	22	1
3 岩手県	110	354	831	100.0%	110	100.0%	721	354	100.0%	367	30	2
4 宮城県	233	560	1,224	99.4%	233	100.0%	991	555	99.1%	436	29	3
5 秋田県	83	247	677	100.0%	83	100.0%	594	247	100.0%	347	24	0
6 山形県	109	354	732	99.6%	109	100.0%	623	352	99.4%	271	41	2
7 福島県	154	442	1,021	99.8%	154	100.0%	867	441	99.8%	426	32	1
8 茨城県	231	558	1,092	99.9%	231	100.0%	861	557	99.8%	304	35	4
9 栃木県	162	464	1,276	99.8%	162	100.0%	1,114	463	99.8%	651	25	2
10 群馬県	202	449	1,153	97.1%	198	98.0%	955	434	96.7%	521	49	4
11 埼玉県	482	1,038	2,370	99.9%	481	99.8%	1,889	1,038	100.0%	851	77	6
12 千葉県	416	907	1,833	99.0%	412	99.0%	1,421	898	99.0%	523	60	10
13 東京都	4,761	5,336	13,661	95.3%	4,563	95.8%	9,098	5,055	94.7%	4,043	1,039	112
14 神奈川県	883	1,457	3,427	98.8%	877	99.3%	2,550	1,435	98.5%	1,115	102	5
15 新潟県	277	650	1,708	100.0%	277	100.0%	1,431	650	100.0%	781	44	4
16 富山県	133	433	2,269	98.8%	133	100.0%	2,136	426	98.4%	1,710	47	1
17 石川県	149	405	1,741	100.0%	149	100.0%	1,592	405	100.0%	1,187	32	4
18 福井県	77	260	947	100.0%	77	100.0%	870	260	100.0%	610	29	4
19 山梨県	66	204	622	98.1%	65	98.5%	557	200	98.0%	357	15	1
20 長野県	228	552	1,447	99.6%	226	99.1%	1,221	551	99.8%	670	68	12
21 岐阜県	198	572	1,288	99.6%	198	100.0%	1,090	569	99.5%	521	54	1
22 静岡県	399	1,005	2,337	99.7%	398	99.7%	1,939	1,002	99.7%	937	75	11
23 愛知県	1,118	1,805	4,819	99.5%	1,113	99.6%	3,706	1,795	99.4%	1,911	119	5
24 三重県	154	404	876	98.9%	152	98.7%	724	400	99.0%	324	32	4
25 滋賀県	111	307	1,199	99.5%	111	100.0%	1,088	305	99.3%	783	50	2
26 京都府	314	660	1,626	99.3%	313	99.7%	1,313	654	99.1%	659	58	4
27 大阪府	1,480	2,157	5,783	98.1%	1,461	98.7%	4,322	2,106	97.6%	2,216	163	9
28 兵庫県	544	1,259	2,970	98.1%	537	98.7%	2,433	1,232	97.9%	1,201	90	5
29 奈良県	78	231	511	99.0%	78	100.0%	433	228	98.7%	205	20	3
30 和歌山県	61	263	542	100.0%	61	100.0%	481	263	100.0%	218	15	2
31 鳥取県	45	200	490	98.4%	45	100.0%	445	196	98.0%	249	20	0
32 島根県	53	187	647	100.0%	53	100.0%	594	187	100.0%	407	15	2
33 岡山県	215	555	1,601	99.7%	215	100.0%	1,386	553	99.6%	833	41	5
34 広島県	393	869	2,825	99.4%	391	99.5%	2,434	863	99.3%	1,571	52	0
35 山口県	126	385	1,200	100.0%	126	100.0%	1,074	385	100.0%	689	19	0
36 徳島県	57	186	509	99.2%	56	98.2%	453	185	99.5%	268	51	5
37 香川県	106	344	920	99.8%	106	100.0%	814	343	99.7%	471	34	4
38 愛媛県	153	390	1,267	99.6%	153	100.0%	1,114	388	99.5%	726	43	1
39 高知県	57	210	598	99.6%	57	100.0%	541	209	99.5%	332	21	2
40 福岡県	594	1,219	3,297	99.5%	592	99.7%	2,705	1,212	99.4%	1,493	49	4
41 佐賀県	69	250	528	100.0%	69	100.0%	459	250	100.0%	209	17	2
42 長崎県	121	344	684	99.4%	121	100.0%	563	341	99.1%	222	28	1
43 熊本県	146	420	1,056	99.6%	145	99.3%	911	419	99.8%	492	21	2
44 大分県	115	346	1,003	99.6%	115	100.0%	888	344	99.4%	544	27	1
45 宮崎県	92	307	737	99.2%	92	100.0%	645	304	99.0%	341	28	1
46 鹿児島県	170	457	1,440	99.2%	169	99.4%	1,271	453	99.1%	818	35	2
47 沖縄県	126	261	821	100.0%	126	100.0%	695	261	100.0%	434	21	2
合計	16,484	31,767	83,154	98.3%	16,197	98.3%	66,957	31,223	98.3%	35,734	3,037	260